

西条市ふるさと納税協力事業者募集要項

1 目的

当市へのふるさと納税の推進と地元特産品のPR及び販売促進を図るため、ふるさと納税を行った寄附者に対して、特産品をふるさと納税返礼品として送付していただける事業者を募集します。

2 応募の要件

(1) 事業者

ア 市内に事業所（本店・支店は問わない。）がある法人、その他の団体及び個人事業者（以下「事業者」という。）

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

イ 市税の滞納がない事業者

ウ 西条市暴力団排除条例（平成23年条例第20号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない事業者

(2) 西条市ふるさと納税返礼品（以下「返礼品」という）

返礼品は、原則として西条市内で生産・加工されたものなど地元の特産品（西条市内の企業等で作られたこだわりの商品、西条市の歴史を感じられる商品等）で、西条市の返礼品としてふさわしい商品または当市のPRにつながる商品や西条市内で提供されるサービス

(3) 返礼品の応募点数

西条市では、ふるさと納税の返礼品の応募点数に一定の上限を設けています。

(4) その他

返礼品業務請負事業者である㈱ソラヤマいしづち（ふるさとチョイス）又は㈱ヤミー・フードラボ（楽天ふるさと納税）が別途指示する契約を結ぶこと

3 特産品提供のメリット

(1) 特産品や事業者のPRが可能です。

各種ふるさと納税ポータルサイトやカタログなどに商品と事業者名を掲載します。また、TV・雑誌等その他取材の要請に応じて情報提供を行います。

(2) 商品の販路拡大につながります。

特産品発送時にパンフレット等を同封することにより、商品のPRや販路拡大につながります。

4 提出書類

(1) ふるさとチョイス

- ア 西条市ふるさと納税（ふるさとチョイス）事業者登録申請書
- イ 西条市ふるさと納税（ふるさとチョイス）返礼品出品申請書
- ウ 返礼品の写真（カラーで撮影したもの）1枚以上

※画像データ（J P E G形式・1 M B以上）はメール等で別途送付してください。

- エ 特産品の説明などパンフレットがある場合、そのパンフレット
- オ 初めて申込みする場合は、事業者の概要が分かる資料（企業 HP 等ある場合はその印刷物でも可）
- カ その他必要と認められる書類

(2) 楽天ふるさと納税サイト

- ア 西条市楽天ふるさと納税サイト返礼品登録申請書
- イ 西条市楽天ふるさと納税返礼品登録用紙
- ウ 承諾書
- エ 特産品の説明などパンフレットがある場合、そのパンフレット
- オ 初めて申込みする場合は、事業者の概要が分かる資料（企業 HP 等ある場合はその印刷物でも可）
- カ その他必要と認められる書類

5 応募受付期間

随時申込みを受付します。

6 返礼品の決定

申込みいただいた商品の返礼品としての採用結果については、別途、当市から連絡し、その後、返礼品業務請負事業者から連絡及び一連の業務説明があります。

7 その他

(1) 個人情報の取扱いについて

返礼品の発送に必要な場合、寄附者又は返礼品の受取人の住所等を提供します。個人情報の取扱いについては、「西条市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 12 号）」に基づき、提供情報は返礼品発送のためだけに利用し、第三者へ提供するなど返礼品発送以外に利用することはできません。

※ふるさと納税の返礼品送付に係る手続き上知り得た情報により、個別のダイレクトメールなどの送付はできません。

(2) 返礼品代金の支払いについて

ア ふるさとチョイス

返礼品代金については、(株)ソラヤマいしづちから支払われます。それに伴い、(株)ソラヤマいしづちが指示する契約を取り交わす必要があります。送料については、(株)ソラヤマいしづちが立替えて、当市に対して請求しますので、協力事業者に対する支払いはありません。

イ 楽天ふるさと納税サイト

返礼品代金については、毎月10日までに前月末時点での返礼品送付実績に基づく請求を当市に対して行い、当市に請求があった日から起算して30日以内に当市から支払われます。送料については、(株)ヤミー・フードラボが立替えて、当市に対して請求しますので、協力事業者に対する支払いはありません。

(3) 返礼品の発送について

返礼品は事業者の責任において、発送をお願いします。

8 提出先及び問合せ先

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市市民生活部 地域振興課地域振興係

TEL 0897-56-5151 FAX 0897-52-1230

E-mail: furusato@saijo-city.jp